

# 公法（憲法・行政法）問題紙

A日程

平成 19 年 10 月 28 日

13：30～15：30（120分）

（160点）

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 公法の問題紙は 1 ページから 2 ページである。

| 科目名   | ページ |
|-------|-----|
| 憲 法   | 1～3 |
| 行 政 法 | 4   |

3. 解答用紙は、2 枚である。解答用紙の追加は認めない。

| 科目名   | 枚数  | 配点    |
|-------|-----|-------|
| 憲 法   | 1 枚 | 100 点 |
| 行 政 法 | 1 枚 | 60 点  |
| 合 計   | 2 枚 | 160 点 |

4. 解答用紙は 2 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

# 憲 法

(配点 100 点)

問題 下記の事案を読み、設問に答えなさい。

## 【事案】

Xは韓国国籍で10年前に来日し、現在は日本の大学で教員をしている。Xは、北朝鮮による日本人拉致事件が明るみになって以来、一部の心ない日本人が朝鮮人学校の生徒に対するいやがらせを行なっていることに心を痛めていた。そこで、Xは、韓国国籍の知人や北朝鮮国籍の知人などと相談した結果、日本に住む外国人を集める全国的な集会を開催することにして、別紙の計画書(注)をつくった。

Xらは、相談の結果、この集会を開催するにはXが住んでいるA市の市民会館大ホール(千人収容可能)を会場とすることが最適であると考え、2007年10月6日(土)午後1時から午後6時まで市民会館大ホールを使用したいとする使用許可申請書を2007年6月1日A市総務部長宛てに提出した。

A市の事務取扱規定によれば、市民会館使用申請の許可・不許可については、A市総務部長が専決権を有している。A市総務部長は、これまで市民会館で外国人の集会を開催した例がないので、本件の使用申請を許可するかどうかについて市の幹部と相談した。その結果、A市総務部長は、下記の理由から、本件申請は市民会館設置及び管理条例(注)6条1項1号のいう「会館の管理上支障があると認められるとき」に該当するとして、本件申請を不許可とすることを決定した。A市総務部長が本件申請を不許可とした理由は次のようなものであり、A市総務部長はこの理由をXらに伝えた。

A市総務部長が本件申請を不許可とした理由は次のようなものである。

1. 本件会館の使用許可・不許可に関し管理権者は自由裁量権を有する。
2. 本件集会の内容には政治的活動にあたるものも含まれているが、日本国憲法は外国人の政治的活動の自由を保障していない。
3. 本件の集会が開催された場合、これに反対する団体が押しかけて混乱が生じるおそれがある。(これに関連する事実をここで付記する。本件申請当時、一部の右翼団体が本件の集会に強く反対していることを多くの新聞が報道していた。)

A市の市民会館の使用を拒否されたXらは、やむをえず、A市に隣接するB市の市民会館の大ホールを使用し、当初の計画どおり集会を開催した。その際、集会は、警察の警備の下に何の混乱もなく行なわれた。懸念された右翼団体による妨害行動はまったくなかった。

集会終了後、Xらは、A市総務部長の違法な不許可処分により損害を被ったとして、国家賠償法に基づき損害賠償請求訴訟を提起することを考えている。

注 本件に関してXらが作成した集会の計画書

集会の名称：在日外国人の集い（仮称）

日 時：2007年10月6日午後1時から午後5時まで

集会の規模：約800人

会 場：A市市民会館大ホール

集会の内容： 朝鮮人学校の生徒に対するいやがらせに対する対策について  
（報告および討論）

在日外国人の地方参政権について（講演および討論）

注 本件に係る「A市の市民会館設置及び管理条例」

市民会館設置及び管理条例第6条第1項 市長は、次の各号の一に該当する場合は、会館の使用を許可しない。

会館の管理上支障があると認められるとき。

公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

その他会館の設置目的に反すると認められるとき。

#### 【参照条文】

地方自治法

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

## 設問

- 1 本件のような集会を開催する自由が外国人に保障されるか否かを論じなさい。(30点)
- 2 A市総務部長が本件の申請を不許可としたことにどのような憲法上の問題があるか論じなさい。(70点)

# 行政法

(配点 60 点)

## 問題

行政主体は、行政目的を達成するため、私人に対して様々な行政活動を行う。行政活動を構成する基礎的単位に着目して、これを類型区分するのが行政の行為形式論である。行政の行為形式のなかでもっとも中心的な存在が行政行為（行政処分）である。行政行為（行政処分）以外の行為形式にどのようなものがあるか、行政行為（行政処分）との違いがわかるようにそれを説明しなさい。